

石神遺跡発掘調査(第 15 次) 現地説明会資料

独立行政法人文化財研究所 奈良文化財研究所 飛鳥藤原宮跡発掘調査部

※調査途中の資料につき転載・引用はご遠慮ください。

E-mail による現地説明会のご案内を希望されます方は、下記までお名前・ご住所・メールアドレスをお送りください。
asuka@nabunken.go.jp

調査期間：平成 14 年 7 月～ 調査面積：約 600 ㎡

◆石神遺跡の調査

石神遺跡は明治 35・36 年(1902・03)に須弥山石と石人像が掘り出されたところで、その地の小字「石神」から命名されました。奈文研は昭和 56 年(1981)に実施した石造物出土地の全面調査を皮切りに、継続的に発掘調査をおこなってきました。今回はその 15 回目となります。

◆これまでの概要と今回みつけた遺構

石神遺跡は 7 世紀代を通じて造営が繰り返された遺跡で、遺構は重複関係や出土遺物の年代から、大きく A～C の 3 時期に分かれます。

A 期 7 世紀前半～斉明朝 (655-661) ころ

<昨年までの成果(図 2)> 長大な建物で囲われた西区画・東区画、石敷広場と井戸などが整然と配置されています。漏刻台の水落遺跡ともつながっています。須弥山石や東北地方の土器の存在と、『日本書紀』の須弥山をつくって蝦夷らを饗宴した記事との関連などから、飛鳥の迎賓館ともいわれます。

<今回の遺構(図 3・4)> 建物や石組溝など明確な遺構はみつかりません。砂と粘土の堆積が広がっており、沼のような低湿地だったと考えられます。前回までの調査区とはまったく異なる状況です。

B 期 7 世紀後半、天武朝 (672-686) ころ

<昨年までの成果(図 5)> 多数の建物と塀があり、北側には大型建物を逆 L 字形に配置しています。性格ははっきりしませんが、大規模な施設があったようです。

<今回の遺構(図 3・4)> 南側に東西大溝があり、陸橋の北には池状遺構と東西溝 1・南北溝 1 があります。池状遺構は東西 9 m、南北 10 m 以上。もともと沼状だったところに盛土をして陸橋をつくっています。砂や粘土が厚く堆積しています。東西大溝は幅 3 m、深さは現状で最大 40 cm。いずれも土器、木器、木簡など多量の遺物が出土しましたが、炭や灰、燃えさし、骨、桃の種子などと一緒にゴミとして捨てられた状況です。焼けている木簡もあります。遺構はいずれも C 期の整地土で覆われていました。

C 期 7 世紀末、藤原宮 (694-710) のころ

<昨年までの成果(図 6)> 南には塀で囲まれた方形区画(一辺 71 m)があり、その東に溝をとまなう南北方向の道路が通っています。方形区画は藤原宮の東方官衙地区にある区画(66×72 m)と同様な官衙施設とみられます。整地土からは鉄鏃などが多数出土しています。

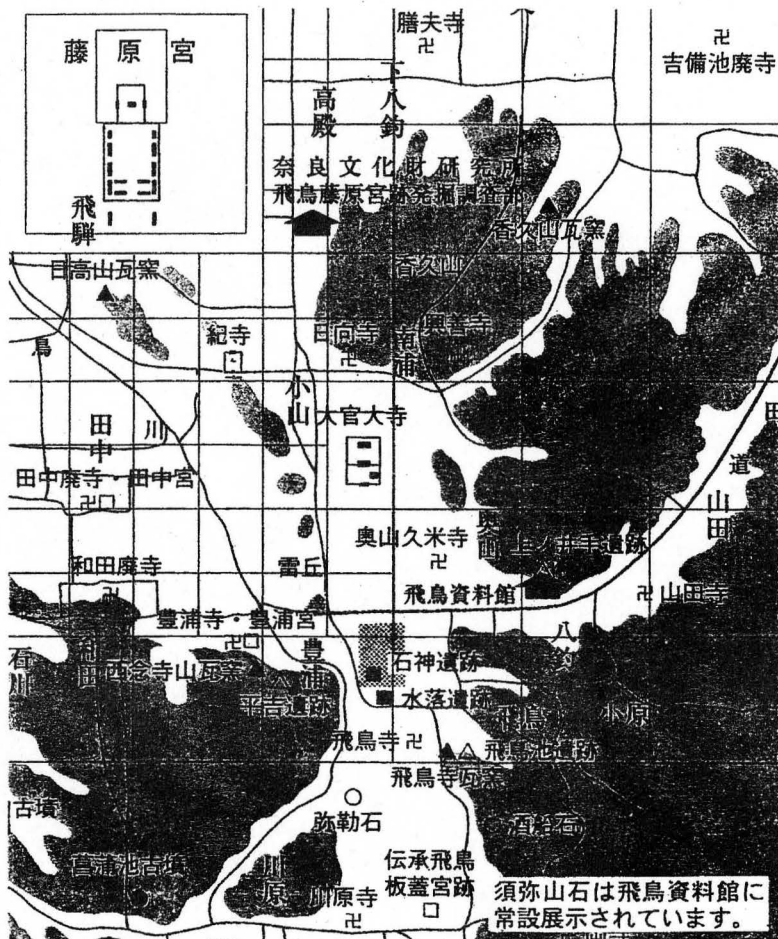


図 1 周辺位置図

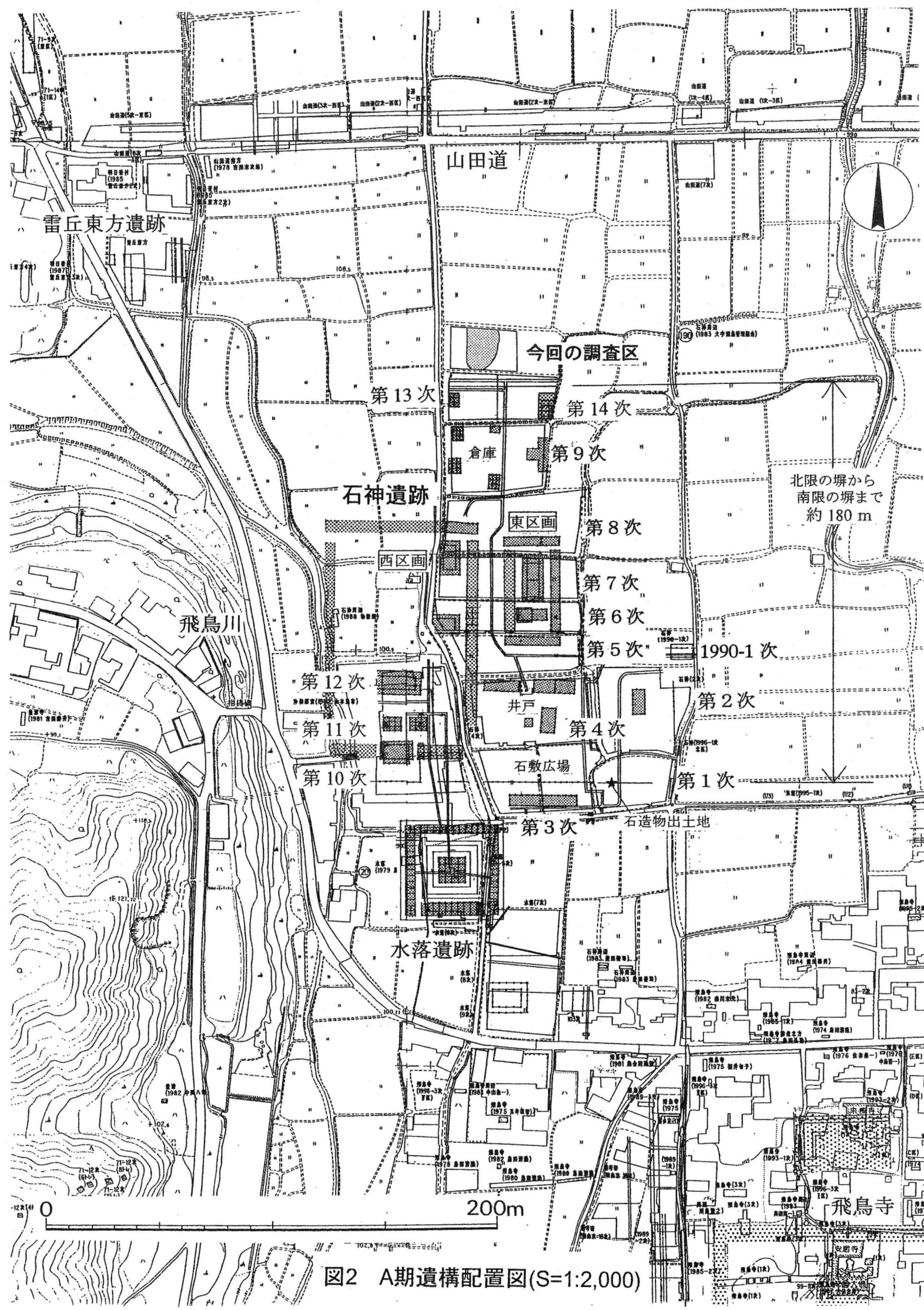
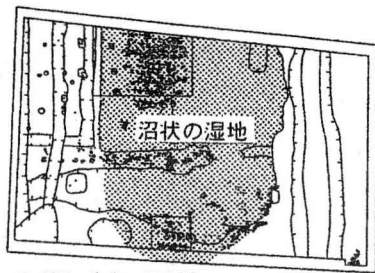
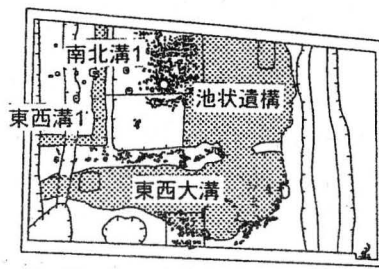


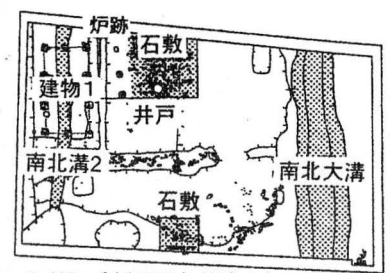
図2 A期遺構配置図(S=1:2,000)



A期（斉明朝）



B期（天武朝）



C期（藤原宮期）

図3 遺構変遷図

＜今回の遺構(図3・4)＞B期の池状遺構を埋め立てて全面的に整地し、石敷と石組井戸、南北溝2、建物1が造られます。調査区東側には南北大溝が掘られます。建物1は2間×3間の小さな南北棟建物で、南北溝2を埋めた後に造られています。南北大溝は幅4m、深さ1mの素堀溝です。過去の調査でも検出していましたが、今回の場所ではとても幅が広く、深くなっています。南北大溝からは多量の土器、木器、木簡などが出土しました。B期の池状遺構と同様、捨てられたゴミが溜まっている状況です。

◆今回見つかった遺物

もっとも注目されるのは多量の木製品と木簡です。普通なら消滅してしまうこれらの遺物は、豊富な地下水によって空気から遮断されていたおかげで1,300年以上も腐らずに残っていたのです。

《土器・瓦》 最も多い遺物は土器で、石神遺跡では莫大な量を消費していたことがわかります。漆が付着した土器が多いのが特徴です。少数の硯に加えて、転用硯も多数出土しました。瓦はわずかしかなりありません。檜皮が多くみられるので、近辺に檜皮葺の建物があった可能性が考えられます。

《木器・金属器など》 南北大溝と、東西大溝・池状遺構の埋土から多数出土しました。木製品は齋串・形代・曲物・漆器・匙・火きり臼・茶巻・櫛・独楽・琴柱・経軸などがあります。金属製品は銅製人形・手斧などがあり、他に砥石も出土しました。日用品とともに齋串、人形などの祭祀関係遺物が目立ちます。

《木簡》 南北大溝と東西大溝・池状遺構の埋土を中心に、約560点の木簡（うち削屑約370点）が出土しました。木簡の入った土は研究所に持ち帰って洗浄中であり、その数はさらに増加すると考えられます。全般的に荷札木簡が多いという特徴があります。＜詳細は3枚目を参照＞

◆まとめ

A期、斉明朝の迎賓館といわれる施設は、昨年発掘した大きな石組東西溝と東西塀が北の端であったことを確認しました。南北の距離は塀どうしで測ると約180mです。今回の調査地は施設の外にあたり、当時は沼のような場所でした。建物群が存在する範囲がはっきりしたのは大きな成果です。

つぎのB期、天武朝ころには池状遺構と東西大溝などがつくられます。昨年みつからなかったB期の施設の北限は今回も検出されなかったもので、前回と今回の調査区の間にあるのでしょうか。出土した大量の木簡はこのころの文字史料として貴重な発見といえます。木簡の内容からB期の施設の具体的な姿を再現するのは困難ですが、官衙的施設があったことは確実です。あらためて天武朝ころの石神遺跡が非常に重要な遺跡であることが明確になりました。

C期には石敷と井戸をともなう施設が南北大溝の西側に造られています。性格などは不明です。しかし藤原宮期にも、道路とともに何らかの施設が存在することが明らかになりました。

今後、北側の水田を発掘すればB期の池状遺構の広がり確認されるでしょう。そこからさらに多くの遺物が出土すれば、天武朝ころの石神遺跡の実像を解き明かす手がかりが見つかるかも知れません。またC期の遺構もどのような性格の施設なのかがわかるでしょう。次年度以降の調査は、石神遺跡と小墾田兵庫、小墾田宮との関係や、古代山田道の解明などにも大きな影響をあたえるに違いありません。

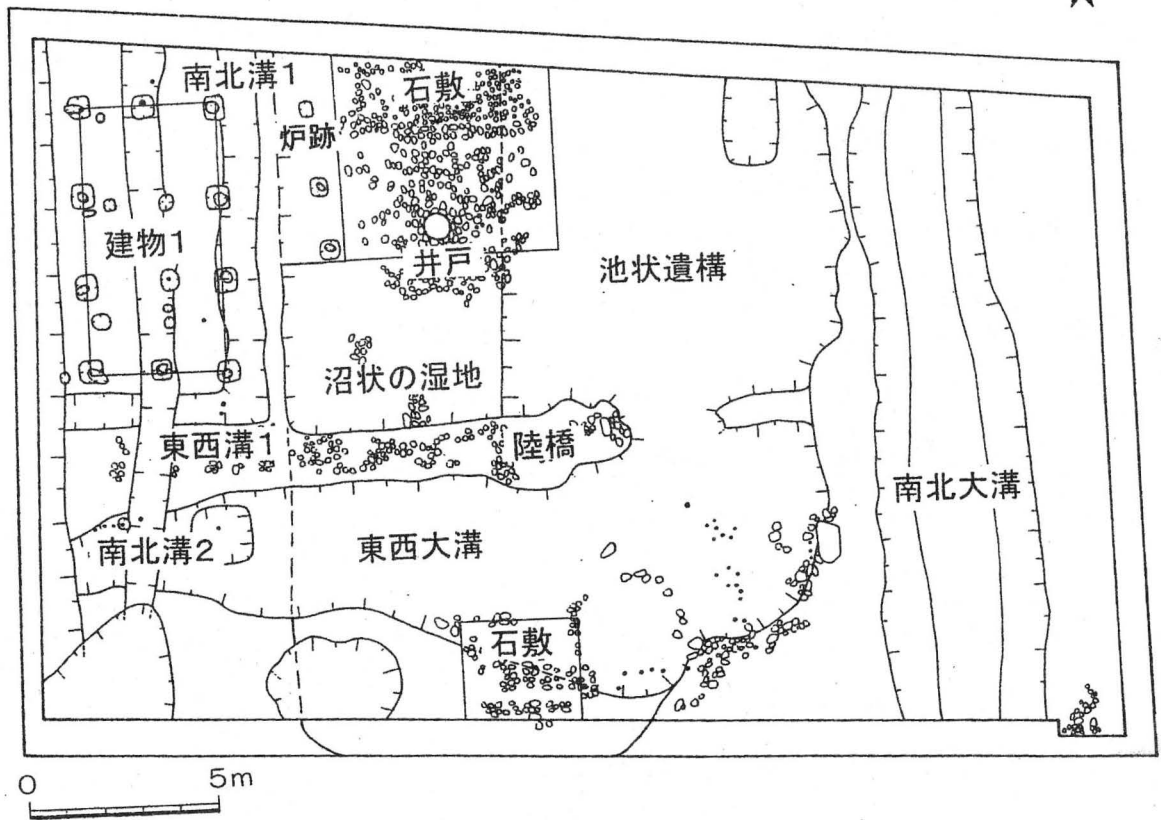


図4 遺構概略図(S=1:200)

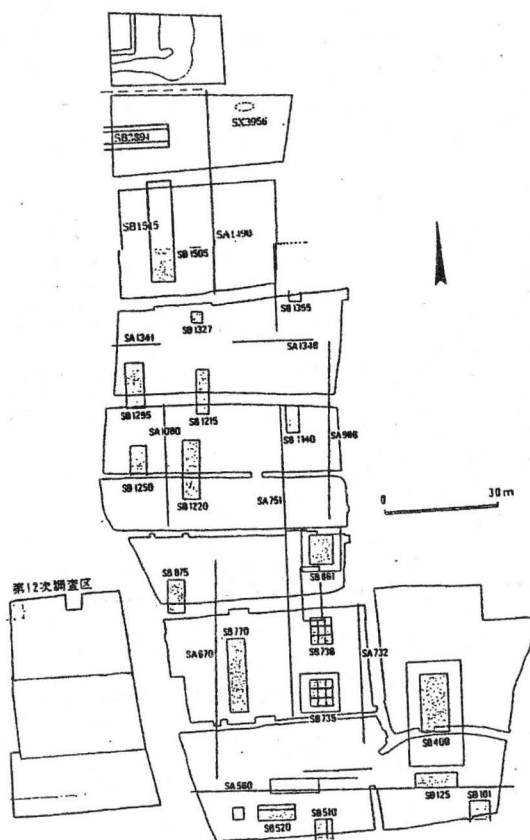


図5 B期遺構配置図

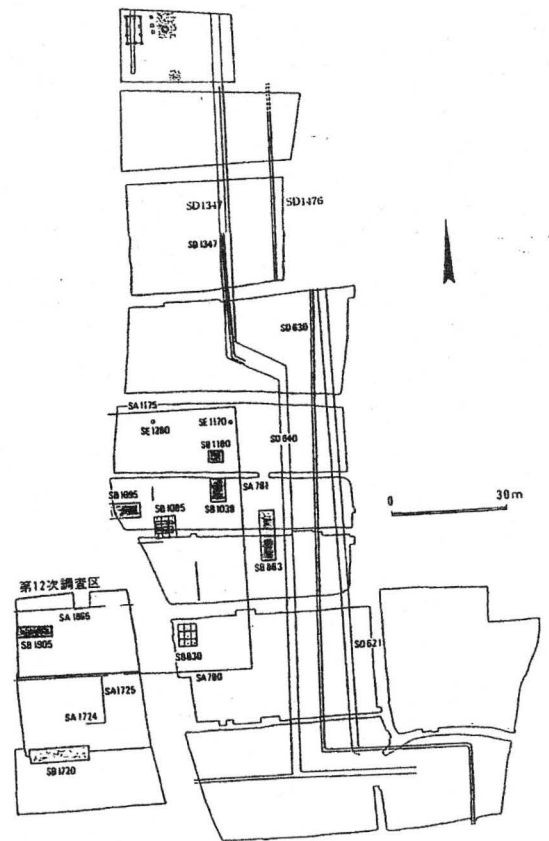


図6 C期遺構配置図

石神遺跡（第一五次調査）から出土した主な木簡

釈文の下の数字は、木簡の長さ・幅・厚さ（単位mm）、木簡の型式番号を意味します。

- ① (表) 御垣守 □
 (裏) □□□ (77)・34.4 081 南北大溝

※御垣守は「ミカキモリ」と訓読し、門や垣などの警護にあたった兵士と考えられます。「御垣守」と書かれた木簡は南北溝²からも出土しています。ただし、木簡の用途は不明です。

- ② 大学官 □ (148)・(19)・4 081 東西大溝

※「大学官」は大学寮（大宝令に基づいて設置された官吏養成のための教育機関）の前身官司です。『日本書紀』天智天皇一〇年（六七一年）正月条にみえる「学職」と同一の官司だと考えられます。「官」も「職」も「ツカサ」と訓読したと考えられ、大宝令制以前の一般的な官司呼称でした（参考資料Ⅰ）。

- ③ 物部五十戸人 ^{〔別筆〕}
 大家五十戸人 □□
 日下五十戸人 □□□ 98.26.5 011 東西大溝

※「五十戸」はサトを意味し、七世紀に見られる表記です（参考資料Ⅱ）。物部五十戸・大家五十戸・日下五十戸は、後の尾張国愛智郡に同名のサトがあります。現在の名古屋市付近に相当する地域です。

- ④ (表) 乙丑年十二月三野国ム下評
 (裏) 大山五十戸造ム下部知ツ
 □人田部兒安 152.29.4 032 東西大溝

※乙丑年は天智天皇四年（六六五年）。「国一評一五十戸」制を示す木簡としては最古の年紀を持つものです。全国的に作成された最初の戸籍である庚午年籍（六七〇年）より古い点が注目されます（参考資料Ⅲ）。三野国ム下評大山五十戸（後の美濃国武芸郡大山郷にあたるサト、現在の岐阜県富加町付近に相当）から納められた物品に付けられた荷札です。ム下部知ツという人物は五十戸造（サトノミヤツコ）、すなわちサトの代表者と考えられます。田部兒安は同サトに居住していた人物です。なお、「ム下」という表記の例は、大宝二年（七〇二年）の美濃国戸籍に記される人名にも見られます。

- ⑤ (表) 辛巳年鴨評加毛五十戸
 (裏) 矢田部米都御調卅五斤 161.21.4 032 南北大溝

※辛巳年は天武天皇一〇年（六八一年）。鴨評加毛五十戸（後の伊豆国賀茂郡賀茂郷にあたるサト、現在の静岡県南伊豆町付近に相当）の矢田部米都という人物が納めた調に付けられた荷札です。調は古代の税目の一種です。御の字を付けて「ミツキ」と訓読したでしょう。調の内容は、三十五斤という重さしか記されていませんが、カツオの可能性があります。

- ⑥ (表) 安評御上五十戸
 (裏) 安直族麻斗一石 166.24.2 033 南北大溝

※安評御上五十戸（後の近江国野洲郡三上郷にあたるサト、現在の滋賀県野洲町付近に相当）の安直族麻斗という人物が納めた物品に付けられた荷札です。物品の内容は米か大豆の可能性があります。

- ⑦ (表) 甲申 ^{〔年カ〕} 三野大野評
 (裏) 堤野里工人鳥六斗 189.27.7 032 池状遺構

※甲申年は天武天皇一三年（六八四年）。三野大野評は後の美濃国大野郡（現在の岐阜県揖斐郡東部）にあたります。堤野里は大野評にあったサトですが、該当するサト名は伝わっていません。工人鳥という人物が納めた物品に付けられた荷札です。物品の内容は米の可能性があります。

参考資料Ⅱ 地方行政区分名称の変遷

	西暦	書紀紀年	干支	遺跡	記載内容	サト表記
1	663	天智2年	癸亥年	法隆寺幡銘 *注	山部五十戸	五十戸
2	665	天智4年	乙丑年	石神遺跡(木簡④)	三野園人下評大山五十戸	五十戸
3	677	天武6年	丁丑年	飛鳥池遺跡	三野国加尔評久々利五十戸	五十戸
4	677	天武6年	丁丑年	飛鳥池遺跡	三野国刀支評恵奈五十戸	五十戸
5	681	天武10年	辛巳年	静岡県伊場遺跡	柴江五十戸	五十戸
6	681	天武10年	辛巳年	石神遺跡(木簡⑤)	鵜評加毛五十戸	五十戸
7	683	天武12年	癸未年	藤原宮跡	三野大野評阿漏里	里
8	684	天武13年	甲申年	石神遺跡(木簡⑦)	三野大野評堤野里	里
9	687	持統元年	丁亥年	飛鳥池遺跡	若狭小丹評木津部五十戸	五十戸
10	691	持統5年	辛卯年	藤原宮跡	尾治国知多評入見里	里
11	691	持統5年	辛卯年	静岡県伊場遺跡	新井里	里
12	694	持統8年	甲午年	藤原宮跡	知田評阿具比里	里

※古代の地方行政区分は、「クニ—コホリ—サト」という構造になっており、大宝令施行(701年)以降は「国—郡—里」、それ以前は「国—評—里」もしくは「国—評—五十戸」と記されました。上の表で分かるように、サトにあたる表記は681年～683年頃を境に「五十戸」から「里」へと変わっており、今回の調査で出土した木簡も同様の傾向を示します。ただし、一例のみ(9)ですがそれ以降にも「五十戸」表記の木簡が見られることから、全国一斉に表記変更があったのかどうかについては、検討の余地があるといえます。

*注 法隆寺に所蔵されていた幡(縦長の旗)に墨で記された銘文で、木簡ではない。

参考資料Ⅲ 7世紀略年表

	西暦	書紀紀年	出来事	内容
1	645	大化元年	東国国司等への詔	東国・倭六国に対して造籍・校田を命じる
2	646	大化2年	改新の詔	部民制廃止、戸籍制度導入／新税制の導入(調など)／コホリの設置、五十戸単位のサト編成 等の施政方針が決まる
3	664	天智3年	甲子の宣	諸豪族支配下の民を民部と家部(*注)に分ける
4	667	天智6年	近江遷都	都が飛鳥から近江国の大津宮へ移る
5	670	天智9年	庚午年籍	全国規模にわたって作られた最初の戸籍
6	671	天智10年	冠位法度の施行	官制などを新たに整備する
7	672	天武元年	壬申の乱	大海人皇子が勝利、都が飛鳥に戻る
8	675	天武4年	部曲の廃止	664年に定められた民部・家部を廃止
9	681	天武10年	律令編纂開始の詔	律令の編纂が開始される
10	683	天武12年	国境画定の開始	官人・工匠等により諸国の境界を定めさせる
11	689	持統3年	飛鳥浄御原令の施行	ただし律は未施行
12	690	持統4年	庚寅年籍	令に基づいて作られたものとしては初の戸籍

*注 民部=諸豪族の支配下にあるが、国家に所属する民とされたもの 家部=諸豪族が私有する民

参考資料Ⅰ 大宝令制定以前の官司名表記(木簡による)

A「官」	嶋官	陶官	兵官	舎人官
	(園池司)	(筥陶司)	(兵部省)	(左右大舎人寮など)
B「職」	園職	塞職	膳職	
	(園池司)	(関司)	(大膳職・内膳司)	
C「司」	園司	薬司		
	(園池司)	(内薬司・典薬寮)		
Dその他	伊都支宮			
	(斎宮・斎宮寮)			

()内は該当する大宝令制定以後の表記(推定も含む)